令和6年度 第2回山口地方最低賃金審議会山口県最低賃金専門部会議事録

1 日 時 令和6年7月30日(火) 13時00分 ~ 15時05分

2 場 所 山口地方合同庁舎2号館5階 共用第一会議室

3 出席者

公益代表委員 今 﨑 光 智 委 員

神保和之委員

難波利光委員

労働者代表委員 大原敬典委員

宮本晴充委員

横山 崇委員

使用者代表委員 藏藤共存委員

坂本竜生委員

事 務 局

労働基準部長上条訓之賃金室長藤村哲也賃金指導官古谷康将賃金指導官吉富雄治

4 議 題

- (1) 金額審議について
- (2) その他

〇部会長

ただいまから、第2回山口県最低賃金専門部会を開催します。 事務局から定足数について報告してください。

〇賃金指導官

本日は、使用者代表の宮本委員がご欠席でございますが、定足数は、最低賃金審議会令第5条第2項に規定されている要件を満たしており、会議を開催し、議決することができますことをご報告申し上げます。

〇部会長

はい、それでは議題1の「金額審議」に入る前に、労働者側委員・使用者側委員 から基本的主張を踏まえて金額の提示をお願いします。

〇横山委員

それでは、前回の本審で基本的な主張を述べさせていただきましたが、本日は具体的な根拠等についてご説明させていただきたいと思います。まず、例年ご説明させていただいおります連合リビングウェイジについてです。

初めて委員になられる方もいらっしゃる予定でしたが、今回は欠席ということでありますが、資料の方を配付させていただけいただきます。ありがとうございます。こちらにつきましては、連合本部が4年に一度作成する指標でありますが、昨今の急激な物価上昇を反映するため、連合が毎年簡易改定された金額であり、より実態に沿ったものとなっております。

まず、連合リビングウェイジとは、埼玉県さいたま市をモデル地域に設定し、生活に 必要な水準をはじき出し、成人単身者が最低限の生活を営むのに必要な賃金水準を連合 が独自に試算しているものであります。

まずは資料を見ていただくと、ご承知のとおり山口県はBランクで、生活に必要な時間額は1,050円と示されており、昨年の1,020円に対し、30円引き上がっております。

現在の山口県の最低賃金が928円であり、時間額で122円足りないこととなり、これを月の給与に換算すると、約2万円足りないこととなります。更には、自動車を保有する場合は時間額1,364円と示されており、山口県は自動車保有数が世帯あたり1.24台で、人口に対し一人当たりの保有台数も0.6台となっており、未成年やお年寄りを除くと、大半の方々が自動車を保有している現状に鑑みますと、更なる時間額の引き上げが必要となることも認識いただけると思います。

次に消費者物価指数については、山口県においては5月現在、総合で108.9、前年同月と比べると3.0%の上昇となっており、生鮮食品を除く総合については108.4、前年同月比2.6%の上昇となっております。よって、一昨年から継続している物価上昇により、更なる支出が増加していると認識をしております。

そのような背景も踏まえ、目安では 50 円が示されましたが、労働者側としても、まずはリビングウェイジで示された時間額 1,050 円を早期に到達しなくてはいけないと思っ

ております。

加えて、目安で示された 50 円は影響率が 26.8%となっており、近年では、過去最高の影響率となります。使用者側からみれば、到底受け入れられる数字ではないかもしれませんが、長年続いた低位な日本の賃金の底上げという観点からも非常に重要な変革期となっていくことと認識するところであります。

一方で、本審における意見陳述の中でもありました、最低賃金 1,500 円の早期実現についてですが、急激な金額の引き上げは、県内の中小企業、零細企業に与える影響が大きく、我々労働者側委員としても、段階的に引き上げていくことが現実的であると認識をしております。

したがいまして、早期に時間額 1,050 円の実現を目指すためにも、今年度の目安を尊重することに加え、更なる地域間格差の縮小に努めるためにも、目安以上の引き上げを求めて参りたいと思います。

それでは続いて、金額の根拠等についてご説明させていただきます。金額については、 目安額50円にプラス11円の61円の引上げを提示させていただきます。その根拠として、 まずは幾度となくご説明したとおり、中央において、この目安額は労使双方が真摯な議 論を尽くした結果であります。目安額50円は尊重しつつ、昨年、山口県の時間額888円 に対し、当時のリビングウェイジ1,020円の早期実現に向け、3年かけて到達する方向 性を示させていただきました。

新たにリビングウェイジが改定され、時間額も1,050円が示されましたが、当初の3年かけて到達していきたいという考えに基づき、時間額928円から1,050円まで引き上げるためには、122円必要となり、残り2年で到達するためには、年61円を継続的に引き上げる必要があります。とりわけ今年度の春季生活闘争の妥結状況にもあるように、過去最大の底上げとなっており、賃上げ率が全体で5.6%、300人以上の企業の賃上げ率は5.71%という結果となっており、この結果を上回る賃金の上昇が必要であることに加え、広く確実に普及させる必要もあります。また、61円の引上げが実現されれば、以前から格差が拡大している隣県、広島・福岡との格差縮小にも繋がると考えます。

一方で、61 円の引上げは影響率が29.6%となり、目安額の影響率と比較しても、更に2.8%上昇することとなりますが、先ほど述べました理由に加え、早期に時間額1,050 円の実現に向け重要と考えますので、ご理解いただければと思います。

以上です。

〇部会長

ありがとうございます。

使用者側からよろしくお願いいたします。

〇坂本委員

それでは、金額提示の方針なり金額なりをご説明させていただきます。

まず、基本的な主張というところでも申し上げましたけれども、地域別最低賃金には 最低賃金法9条に定める「地域別最低賃金の原則」に沿って定めると、考慮するという ことになっております。「地城における労働者の生計費」、「地域における労働者の賃金」、「通常の事業の賃金支払能力」という三つの要素を考慮して定めるとなっております。

したがいまして、これら3要素にかかる本県におけるデータに基づいて妥当な水準を 導き出すということが必要であります。中央の公益委員の会長さんからもお話がありま したけれども、まずは地域におけるこの3要素はどうなのかというようなことをしっか りと踏まえる必要があろうかと思っております。その上で参酌すべきとする目安額につ いて、これとの関係を議論していきたいと思っております。

なお、この地域における3要素についてデータを踏まえてということでございますが、 先ほど全体、大企業も含めた賃上げ等のお話もありましたけれども、私の方では企業に 係るデータについては本県の事業所数の10割近く、9割以上ある事業所数、従事者数で いっても8割以上という300人未満の中小企業及びその従事者であるということを踏え まして、基本的には8割9割という中小企業事業者の状況ということを重視したい、す べきと思っておりますので、中小企業に関わるデータについて述べさせていただきたい と思います。

まず、一つ目の要素として賃金の状況でありますけれども、中央最低賃金審議会の本審の資料にもございましたが、資料No.5 (2)①春季賃上げ要求・妥結状況という資料では令和6年度の賃上げ率は、300人未満の中小企業では3.94%となっておるところでございました。なお、この300人未満の中小企業の数字ではありますけれども、あくまでも春季賃上げ要求・妥結状況ということで、労働組合の組織されている中小企業が対象であります。実は300人未満の中小企業の労働組合の組織率は1割ぐらいか、それ以下であろうと思いますし、更にその30人未満ということになると、ほとんど組合組織がないというようなことで、重視すべき中小・小規模事業者の賃上げの状況は、実際的にはそう反映していないのではないかというにも思っております。ただ、一つの推移として、中小企業の春季賃上げ要求・妥結状況3.94%という数字があるということでございます。

また、中央会が7月に県内800の中小企業を対象にしました価格転嫁状況及び賃上げにかかる調査でございますが、お手元に配布させていただいております。価格転嫁、それから賃上げについての調査をいたしました。800事業者対象で有効回答295事業者となってございます。これについて、まず、賃上げの状況についてですが、後ろの方の頁にも書いてございますけれども、今年の1月から6月の間に賃金を引き上げた事業所は56%あります。平均の昇給率をとってみますと3.3%でありました。6割近くの事業所は引き上げたけれども、引き上げて、3.3%、残り4割の事業所は引き上げもかなわなかったと、余力がなかったというような状況であります。これが賃金の状況です。

次に「労働者の生計費」の状況でありますが、山口市の消費者物価指数、これが県内の消費者物価の状況を表すということで使っておりますけれども、これによりますと、「持家の帰属家賃を除く総合」の前年同月比、これは直近の資料でありますと、令和6年5月は3.4%とあがっておりまして、昨年同期の3.9%よりも、去年よりは低いということ、それから全国、中央でも使っておりますけれども、昨年の10月から今年の5月までの平均という指数でみますと、上昇率2.8%ということであります。これも昨年度の4.4%よりもかなり低くなっているということで、昨年よりも物価上昇率は低くなってい

る、依然として物価が上昇しておりますが、上昇率としては昨年よりも低くなっている という状況にございます。

次に「通常の事業の賃金支払能力」でありますが、これも資料No.5 (3)⑤に付けていただいておりますが、中央会が調査しております月次調査というものがございますが、5月期について載せていただいておりますが、直近で6月期が出ました。これは今日、公表されておりますけれども、これによりますと県内中小企業の景況感については、原材料、エネルギー価格の高騰、あるいは人件費の上昇があり、また、2024問題の影響で運送費の上昇も出てきたということで製造業の景況感は元々低いのですが、依然として厳しい状況であります。

また、物価高の影響によって個人消費が減少しているという状況も出てきておりまして、非製造業の景況感は更に前月よりも低下しているということで、6月期の中小企業・小規模事業者の景況DI値は悪化しております。製造販売原価の上昇に対し、価格転嫁が進まないということで、収益の悪化が続いているということは、多くの中小・小規模事業者でございます。収益が改善しているのは大企業であろうと思いますが、中小・小規模事業者は収益の悪化が続いているところです。

また更に、ご案内のとおり深刻化しております人手不足、これが事業経営に大きな影響を及ぼしていると、事業の存続にも支障を与えているような状況になっているということで、中小・小規模事業者の先行きへの不安感が拭えていないというふうに分析しております。収益悪化の理由として、価格転嫁が十分にできていないということが主な原因と思われますが、先ほど申しました私どもの発表資料、価格転嫁状況及び賃上げに関する調査結果、お配りした資料の中でも価格転嫁できたとする事業所は約5割であります。しかも、価格転嫁できたとする事業所でも7割以上が、できても30%未満しか価格転嫁できていないと、こういう回答でございます。こうした状況をみれば、多くの中小・小規模事業者の賃金支払能力は非常に厳しい状況であると言わざるを得ません。

以上、3要素を見てまいりましたが、3要素の現下の賃金上昇率及び消費者物価指数 の上昇を踏まえますと、一定程度の引き上げは必要であるというふうにも思っておりま す。ただ、支払能力が非常に厳しいという状況がありますので、大幅な引き上げは困難 というふうに思われます。

以上、3要素のデータに基づき申し上げましたが、加えて、私ども実際に中小企業等の声も、この6月にいろいろと組合企業からお聞きしました。資料は付けていないのですが、6月に最低賃金の引き上げについてどう思うかということについてお聞きしましたところ、全体的には物価高への対応や従業員確保の観点から最低賃金の引き上げの必要性というものは概ね理解されているということであります。ある程度の引き上げは必要、あるいは、やむを得ないというようなことでございました。

ただ、その原材料費等の高騰、あるいは価格転嫁が十分にできずに厳しい状況にあるという中で大幅に引き上げられるとすれば、ただちに収益の更なる悪化に繋がると、死活問題であるという声が多くあがっております。県内事業者の9割以上、従業員の8割以上を占める中小・小規模事業者の切実な声であろうというふうに思っております。ただ実際、どの程度の引き上げが適当なのかということに対しましては、引き上げの幅と

しては物価上昇に見合う額程度であればやむを得ない、妥当であろうという声も多くご ざいました。

一方で、7月に発表されました資料No.5 (2)⑤国の毎月勤労統計調査によりますと、物価を反映した実質賃金は26か月連続のマイナスということで、ご案内のとおりでありまして、物価高の中でも物価の上昇を上回る賃金の上昇が求められているということは承知しております。最低賃金の引き上げにおいても、このことは考慮する必要があろうかと思っております。

つきましては、金額審議においては、法が定める3要素の状況を総合的に表しております資料No.5(2)②令和6年賃金改定状況調査の第4表、今年は全国で2.3%の上昇とありますけれども、これを重視するということが適当であろうというのが従来からの考えでありますが、この数値が山口県内の数値ではありませんので、これに代わるものとして県内の中小・小規模事業者の賃金引上げのデータ、これを参照、重視していく必要があると考えております。この賃上げのデータとしましては、先ほど申し上げましたように中央会の調査では3.3%、春闘の賃上げ率では3.94%という数字が二つございます。

そして、その物価の上昇を上回るというふうなことも必要ということも申し上げましたが、昨年の10月以降の平均物価上昇率は2.8%です。これを上回る数字が必要であろうということでありますが、県内中小企業の賃上げ率は3.3%、あるいは3.94%、こういった賃上げ率、いずれも物価上昇率を上回っております。ついては物価上昇率2.8%を上回る3.3%、これが一つの目安となろうかと思いますけれども、昨年も金額提示の中で、私どもが提示しましたのは中小企業の春闘における賃上げ率を目安ということで申し上げましたことも踏まえて、今年度もその数値、これを一つのデータ、根拠として掲げたいと示したいと思っております。

今年度の数値が3.94%でありまして、この3.94%が物価上昇を上回る妥当な引き上げ率ではなかろうかということで、最低賃金におきましても、最低賃金にこの物価上昇率をかけていくということで、928 円に3.94%をかけますと965 円になります。これは昨年度より比べて37 円の増ということでございまして、この37 円が3 要素、あるいは物価上昇を上回るといういろんな状況等を踏まえた妥当な最低賃金の引き上げ額として提示させていただきます。これでも賃金の引き上げ能力がなくて、引き上げさえ全くできないという中小・小規模事業者が4割もあるというのを先ほど申し上げました。

また、県内中小・小規模事業者は収益が悪化しており、支払能力が低いと、更に人手不足ということもあり、大幅な引き上げは死活問題となる意見がある中で、この3.94%も結構高い数字ではないかというふうには思いますが、昨今のいろんな状況を踏まえて、この3.94%ということが妥当でもあろうかと、これ以上は困難であろうというふうにも思っております。中央の目安の5.0%、プラス50円という目安額にはまだ開きがかなりあるというふうには思っておりますけれども、この開きについてのいろいろな考え方はまたいろいろあると思いますので、これについてはまた今後の審議の中で議論させていただきたいと思いますが、我々としては、妥当な数字は3.94%、プラス37円ということを提示させていただければと思います。是非、この法が求めるかたちで整理しました3要素に沿った妥当な額ということで、委員の皆様にはご理解いただければというふう

に思っております。 以上です。

〇部会長

ありがとうございました。

それでは、議題1の「金額審議」に入ります。公労による協議から始めたいと思いますので事務局から連絡事項をお願いいたします。

〇労働基準部長

事務局でございます。

一点、報告がございます。

本日の議題は金額審議になっていますが、金額審議のうち、このような全体会議 においては、公開になりまして、個別の協議を委員の先生、使用者側の委員の皆様、 公益委員の皆様、労働者側の委員の皆様、個別の協議については非公開になります のでよろしくお願いします。

〇賃金指導官

それでは、まず公労会議から行うとのことでございますが、労働者側委員・使用者側 委員の皆様を控室にご案内いたします。公益委員がそれぞれ、各側の控室に行っていた だくこととしております。これから事務局がご案内いたします。

また、傍聴されている皆様にご案内申し上げます。傍聴の皆様で引き続き傍聴される 方は、この場で待機していただければと思います。また、傍聴される皆様は公労使三者 が揃っての議論を再開するまで退出されることも可能です。事前に事務局に届け出てい ただきました連絡先あてに再開目安時刻を事務局からご連絡します。事務局から再開目 安時刻をご連絡した後、10 分以内にお戻りいただきますようお願いいたします。なお、 公労使三者が揃っての議論を再開するまで退出される方は、受付時にお渡ししましたネ ームプレートを机上に置いていただいた上でご退出いただき、再入場される際は、机上 に置かれましたネームプレートを再度身につけていただきますようお願いいたします。

それでは、労働者側委員と使用者側委員を事務局の方がご案内いたします。

【 労使委員移動 】

【 公労・公使個別協議 】

【 個別協議終了後、各委員が会議場に集合 】

〇部会長

ただ今から全体会議を始めます。

個別審議において、労使双方のお考えをお聞きしました。労使双方の努力により

金額についての歩み寄りを意見はお聞きしました状況でございます。まだ考えや金額には差があるというふうに思っております。

したがいまして、現状における双方からの感想を聞かせていただけたらと思います。では、労働者側から何か、この話を受けて感想レベルですので。

〇横山委員

今回、個別でいろいろとお話しさせていただきまして、61円という金額に対して 歩み寄りはまだ行っておりませんので、いたずらに時間を使うわけではございませ んが、また今回、持ち帰らせていただいて、次回の専門部会でまた歩み寄りができ るように、こちらの方も検討してまいりたいと思います。

〇部会長

はい、ありがとうございます。では、使用者側、よろしくお願いいたします。

〇坂本委員

私どもの方は、一応、県内における3要素を踏まえた数字ということで、妥当な数字ということで、3.94%の増、37円の増という提示をさせていただきました。労働者側の皆様からは、61円という非常に高い数字が提案されて、びっくりしておるような状況でありますけれども、その間に目安額というのが50円というのがあるということで、私どもも妥当な数字として、この37円プラスをあげておりますが、高い数字も出ておりますし、目安額というのもありますので、果たしてどういう形の理由で、私どもの提案した数字から積み上げることができるかというようなこともいろいろとまた検討してまいりたいというふうにも思っております。また時間をいただいてと思っております。

〇部会長

はい、ありがとうございます。次回の専門部会でも引き続き、協議を行いたいと 思いますので、本日の審議を踏まえて、更なる歩み寄りを労使双方にお願いしたい と思います。公益委員としては全会一致を望んでおります。

労使双方とも引き続きよろしくお願いいたします。

〇部会長

次に議題2の「その他」に移ります。 何かございますでしょうか。

〇部会長

よろしいですか。

はい。事務局から何かございますでしょうか。

〇労働基準部長

事務局でございます。前回の第1回専門部会の方で、事務局の方から「キャリアアップ助成金」をご説明させていただきました。その際に、使用者側の坂本委員、労働者側の大原委員からご質問をいただきましたので、それについて回答させていただきます。キャリアアップ助成金の対象となった労働者、それについては、1,440人でございますが、全国順位では28位でございます。また、企業数では96社になります。

以上でございます。

〇部会長

はい、ありがとうございます。何か、それに関しましてご質問ございますでしょうか。

はい、引き続き、事務局からよろしくお願いいたします。

〇賃金指導官

私から次回の専門部会の予定をお知らせいたします。明後日8月1日(木)午前10時からこの場所で開催することになっておりますのでよろしくお願いいたします。

〇部会長

それでは、第2回山口県最低賃金専門部会を閉会といたします。 皆様、お疲れ様でした。ありがとうございました。